

いじめの重大事態にかかる調査報告書

(■■■小学校・■■■小学校：令和3年度5年生事案■■■小学校分)

令和7年6月23日

鎌倉市いじめに関する調査委員会

目 次

はじめに.....	1
第1 本件調査の経緯及び内容.....	1
1 本事案の概要.....	1
2 本調査の経緯.....	1
3 調査組織の構成.....	1
4 調査の目的.....	2
5 本事案に関する基礎情報.....	2
6 調査の内容.....	3
第2 調査により把握した事実.....	6
1 調査により把握した事実の経過（背景事情、学校及び市教委の対応など）.....	6
2 いじめにかかる事実.....	7
3 いじめの認定.....	10
第3 本事案の背景・原因.....	11
1 5年3学期の転校から6年7月まで.....	11
2 9月から陸上記録会.....	11
3 6年3学期から卒業まで.....	11
4 中学入学式後のY小学校での元担任教諭との進学先情報の「漏洩」.....	12
5 まとめ.....	12
第4 学校及び市教委の対応.....	13
1 学校の対応について.....	13
2 市教委の対応について.....	15
第5 再発防止への提言（学校・市教委に対して）.....	16
1 連携指導と転校の課題.....	16
2 まとめ 提言として.....	17

はじめに

鎌倉市教育委員会（以下「市教委」という。）は、児童A（以下「A」という。）の保護者からAがいじめにあっていていることを理由とした「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）に基づく調査依頼を受理した。

本委員会は、本事案について、法第28条第1項に基づく調査を実施し審議した結果を報告する。

第1 本件調査の経緯及び内容

1 本事案の概要

本件は、鎌倉市立〇〇小学校（以下「X小学校」という。）に在籍していた令和3年当時5年生のAが関係児童らから暴言暴力を受け（以下「X事案」という。）、欠席が続いた後、令和4年1月から同市立〇〇小学校（以下「Y小学校」という。）に転校したが、Y小学校においても同校の児童らから暴言暴力を受けた（以下「Y事案」といい、X事案及びY事案を併せて以下「本事案」という。）事案である。

2 本調査の経緯

令和5年5月30日、Aの保護者は市教委に対し、AがX小学校及びY小学校で受けていた嫌がらせ等について、法に基づく調査開始を申し立てた。

そこで、同年6月5日、市教委は、本事案について、法第28条第1項に基づく調査を開始することとした。同日、市教委は鎌倉市長に対し、本事案にかかる重大事態が発生した旨の報告をした。

3 調査組織の構成

(1) 調査主体

調査は、Aが現在中学に進学し、X及びY小学校に在籍していないこと並びに保護者が市教委の対応についても問題視としていることから、調査の主体を市教委にしたうえで（文部科学省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』（令和6年8月改訂版、以下「ガイドライン」という。）20頁、鎌倉市『鎌倉市いじめ防止基本方針』（平成30年5月改定、）6頁、すべての調査委員を第三者で構成する本委員会において調査することとした（鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例（以下「調査委員会条例」という。）第6条）。

なお、本調査では、X及びY各事案に関する報告書を分けて作成することとし、本報告書は、Y事案を対象とするものである。

(2) 調査委員の構成

本委員会は、調査委員会条例第7条第2項に基づき、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識経験を有する者として、以下の者で構成されるものである。

役職	氏名	職業・所属等
委員長	なかに みほこ 筈谷 三保子	臨床心理学博士・大学名誉教授
委員	あかほ れいこ 赤羽 礼子	臨床心理士
委員	うつみ みつひろ 内海 光弥	弁護士
委員	たきた ましる 滝田 衛	七里が丘子ども若者支援研究所 主宰

委員	みやけ いずみ 三宅 泉	医師
----	-----------------	----

4 調査の目的

本調査の目的は、本事案における事実関係を解明し、それを踏まえて、重大事態への対処並びに学校及び市教委の本事案への対応の問題点を明らかにし、同種事案の再発の防止を図ることにある（法第28条第1項本文、文部科学大臣決定『いじめの防止等のための基本的な方針』（平成25年10月11日、最終改訂平成29年3月14日）35頁、ガイドライン3頁）参照。

なお、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではないことを付言する。

5 本事案に関する基礎情報

(1) 児童の状況

A：令和3年度X小学校5年、令和4年度Y小学校6年、男子 [REDACTED]

関係児童：X小学校：[REDACTED]（以下「E」という。）

Y小学校：[REDACTED]（以下「F」という。）、[REDACTED]（以下「G」という。）、[REDACTED]（以下「H」という。）、[REDACTED]（以下「I」という。）（いずれもAと同学年、男子）

(2) 欠席の状況

AのX及びY小学校における出欠状況は以下のとおりである。

学校	学年	年月	出席停止	欠席	遅刻	早退	
X小学校	5年生	令和3年	9月	0	2	0	0
			10月	0	0	1	0
			11月	2	5	1	2
			12月	0	17	0	0
Y小学校	6年生	令和4年	1月	0	0	0	0
			2月	0	0	0	0
			3月	0	1	0	0
			4月	0	1	0	0
			5月	0	0	1	1
			6月	2	0	0	0
			7月	1	0	0	0
			8月	0	0	0	0
			9月	1	0	0	0
			10月	9	0	0	0
			11月	6	0	0	0
			12月	0	1	2	0
			令和5年	1月	1	0	0
			2月	1	2	0	0
			3月	6	0	0	0

6 調査の内容

(1) 調査の対象

市教委では、Aの保護者から、X小学校の転校先であるY小学校においてもいじめを受けているとの訴えがあり、その調査依頼を受理した。令和5年6月16日付資料に記載された下記事項を中心に調査を実施することとした。

市教委では、重大事態への対処並びに学校及び市教委の本事案への対応の問題点を明らかにし、同種事案の再発の防止」を検討するために、児童らを取り巻く下記事項に関連する児童ら及び保護者らの事実関係、児童らの背景事情、学校及び市教委の対応についての事実関係を調査の対象とすることとした。なお、下記事項はAの保護者から調査の要望のあった項目である。

- ① 令和4年3月、F及びGからオンラインゲーム上で誹謗中傷を受けたことについて
- ② 令和4年7月20日、FがAの携帯電話からIに送信したことについて
- ③ 令和4年10月20日、陸上記録会で、児童Eに蹴られ、Hから「深海魚」などと言われたことについて
- ④ 令和5年1月、Aの「不登校気味」が続き、周りの児童から無視され、2～3月「不登校気味」が継続したことについて
- ⑤ 令和5年4月9日Aが友人2人とY小学校へ遊びに行き元担任教諭に「 中だろ」と言われたことについて

なお、令和4年6月のX小学校児童のA宅での「居座り」はX事案での調査とした。

(2) 調査の方法

ア 資料の収集

Aの保護者、X及びY小学校、市教委などの関係機関から提供された資料の収集

イ 関係者の聴取

A、G、H、I、校長、6年生担任教諭、児童支援専任教諭、市教委教育指導課課長、市教委教育指導課担当指導主事、X及びY小学校の教職員、市教委の職員など関係者への聴取（教職員については、Y小学校における令和3年度及び令和4年度の当時の役職を示す。）。

なお、本事案に関係するFについては、本委員会で聴取することについてF及びその保護者に協力を求めたが、協力が得られなかったため、聴取は実施できなかった。また、IはAと友人関係があったことから、調査委員会として新たに調査に加えた。

(3) 調査の経過

当委員会において、本事案にかかる調査のために行った協議及び聴取の活動経過は以下のとおりである（経過については、X事案とY事案は分けずに記載する。）。

日時	事項	内容
令和5年 6月21日	協議 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第1回))	調査の進め方
令和5年 7月26日	A保護者からの意見聴取 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第2回))	
令和5年 8月16日	協議 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第3回))	調査の進め方
令和5年 9月7日	Y小学校の校長及び教員の聴取	
令和5年 9月15日	X小学校の教頭及び教員の聴取	

令和5年 9月27日	協議 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第4回))	調査の進捗状況・内容の確認・ 検討、今後の調査の確認
令和5年 9月29日	X 小学校の校長の聴取	
令和5年 10月27日	A 及び A 保護者の聴取	
令和5年 11月28日	X 小学校の児童の聴取	
令和5年 12月5日	X 小学校の児童の聴取	
令和5年 12月6日	Y 小学校の児童の聴取	
令和5年 12月14日	Y 小学校の児童の聴取	
令和5年 12月21日	Y 小学校の児童の聴取	
令和5年 12月28日	協議 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第5回))	調査の進捗状況・内容の確認・ 検討、今後の調査の確認
令和6年 1月26日	X 小学校の児童の聴取	
令和6年 2月14日	協議 (令和5年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第6回))	調査の進捗状況・内容の確認・ 検討、今後の調査の確認
令和6年 4月24日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第1回))	調査の進捗状況・内容の確認・ 検討、今後の調査の確認、報告 書の検討
令和6年 5月22日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第2回))	同上
令和6年 6月20日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第3回))	同上
令和6年 6月27日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第4回))	同上
令和6年 7月3日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第5回))	同上
令和6年 7月18日	X 小学校の校長・教頭の聴取	
令和6年 7月25日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第6回))	調査の進捗状況・内容の確認・ 検討、今後の調査の確認、 報告書の検討
令和6年	協議	同上

8月1日	(令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第7回))	
令和6年 8月29日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第8回))	同上
令和6年 9月26日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第10回))	同上
令和6年 10月23日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第11回))	同上
令和6年 11月20日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第12回))	同上
令和6年 12月19日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第13回))	同上
令和6年 12月26日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第14回))	同上
令和7年 1月22日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第15回))	同上
令和7年 1月29日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第16回))	同上
令和7年 2月19日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第17回))	同上
令和7年 2月26日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第18回))	同上
令和7年 3月4日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第19回))	同上
令和7年 3月27日	協議 (令和6年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第20回))	同上
令和7年 4月7日	協議 (令和7年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第1回))	同上
令和7年 5月28日	協議 (令和7年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第2回))	同上
令和7年 6月5日	協議 (令和7年度鎌倉市いじめに関する調査委員会(第3回))	同上

	員会 (第3回))	
令和7年 6月23日	協議 (令和7年度鎌倉市いじめに関する調査委員会 (第4回))	同上

第2 調査により把握した事実

調査した結果、把握できた事実は以下のとおりである。なお、本調査における事実認定は、本調査の目的を達成するうえで必要な限度で事実関係を明らかにしたものであること、また、本調査委員会には強制的な調査権限はなく、限られた調査の中で事実認定しているものであることから、裁判手続における申し立ての事実認定とは一致しない場合があることを留意されたい。

1 調査により把握した事実の経過 (背景事情、学校及び市教委の対応など)

- (1) 令和4年1月11日、Aは、X小学校からY小学校に転校した。
- (2) 同年3月下旬、A、F、Gとオンラインゲームをしているとき、ゲームのなかでAが精神的苦痛を感じるような言動をした。
- (3) 同年4月始業式の日、FとGはAに対し、上記(2)のことについて謝った。オンラインゲーム上のトラブルは終結し一定の解決がなされたと理解できるが、スマホメールの内容がいじめと捉えられることを踏まえて、学校としての指導及び6年担任教諭との連携が重要であった。7月スマホメールトラブルにつながる課題でもあった。
- (4) 同年5～6月頃、G家に遊びに来たAが、G家の洗濯物について発言を行ったことでGが不快となり、翌日Aに謝罪を求めた。しかし、Aの謝罪が不誠実でGは暴力行為、逆にAが不安になった。Aが担任教諭に言い、お互いに謝った。担任教諭は終結後、保護者に報告した。GはAの態度に不満が残っていた。
- (5) 同年夏休み前、江ノ島へA・F・H・I等大勢(Gは怪我で不参加)で行って楽しんだ。Aの父も見に来ていた。ある児童は「喧嘩があったとしても、先生が来るほど大事ではない、自分たちで解決する。口げんかしても冗談半分って小学校の時から分かっていたから」と述べている。
- (6) 同年7月20日、AとFを含め数名でプール施設に行ったとき、FがAの携帯電話からAになりすましてIに対して、Iが嫌がるようなメッセージを送信した可能性は否定できないが、確認はできなかった。しかし、Iからは「FたちにAは携帯電話で騙されて、Aの悪口を言ったのがきっかけで、Aさんと仲良くなった」との発言もあった。
- (7) 同年7月下旬、Aの父が、担任教諭、専任教諭に上記(6)について報告と対応(全体指導と学級指導)を希望し、学校はAの様子を見ていく方向となった。AとFの保護者同士の話し合いはなかった。Aが距離をとろうということになった。
- (8) 同年9月以降、AとIは仲良くなって裏門から一緒に帰るようになった。FなどはAを遊びで無視したり、10月頃にはIのスマホをF・Gが使いAを呼び出そうとしたが、Aは来なかったという出来事もあった。Hは「FなどにAはいじめられていたと男子は思っていた。担任は2～3回、いじめは絶対だめ」と述べている。更にGは「9月、Aは積極的でなく、気分で落ち着いていたり、何かで喧嘩して、本当に関わらなくなった」と話した。担任教諭は「(運動会リレー)でGやHが『誰誰の方が速かった』と話し、Aが嫌な思いをしている」と保護者の連絡を受けたが意図的でないと報告し、以降AはGたちとの関わりは少なくなったと述べている。
- (9) 同年10月21日の陸上記録会が開催される前に、Aの保護者から教諭に対し、陸上記録会でX小学校の児童らと接触しない措置を講じてほしい旨の相談をした。Y小学校は、X小学校と相談し、AがX小学校の児童らと同じ走順にならないようにするなどの調整をした。

ところが、陸上記録会当日、リレーの走順が変更になり、AとX小学校の児童らが近くで待機することとなった。そこでリレーの順番待ちをしているとき、AがX小学校の児童と話をし、近く

にいた H が X 小学校の児童から「学校でいじめられているのか」などと聞かれ、A がいじめられているといった趣旨のことを答えた。また、A と H との間で何らかのやり取りの後に H が「熱帯魚」と言い、A が「ダチョウ」と言った。

以上の事態は X 小学校と Y 小学校の教員間では、走順ごとに並ぶことが把握できていないために、2 人が鉢合わせになることを想定していないという両校のミスに起因した事態が生じた。目を離さないように、種目やトイレに行くとき細心の注意を払っていたが、見ていない空白の時間が生じていた。一方 X 小学校児童が「A じゃん」と手を振り、A も返事を返すなど親しげな行為も見られた。X 小学校児童が「お母さんに言われているから、あまりしゃべるな」と言ったのに対し、A が「前のことだからいいじゃん」という趣旨の発言をしていたことを別の X 小学校児童は聞いたと述べている。また、X 小学校校長も X 小学校児童の方に A が来る場面を目撃していた。

- (10) 同年 10 月 24 日、A の母が学校に対し、上記 21 日の件について報告し、学校は H に聞き取りをした。同日夕方、A の保護者と担任教諭・専任教諭が面談し、確認できた事実の報告と A の今後の支援方針について相談をした。
- (11) 同年 11 月 15 日、Y 小学校において、当該年度開始からの A を取り巻く経緯について情報共有をし、今後の支援方針について協議した。
- (12) 2 学期以降、A は、F や G などから、仲間外れにされたり、無視されるなどの対応を受けていた。I との交友関係はあった。
- (13) 令和 5 年 1 月 24 日、A の母親が市教委学務課へ市外進学に関する相談を行った。同月 25 日、市教委教育指導課から A の父親に対し連絡を行い、同月 30 日に同人との面談を実施した。
- (14) 同年 2～3 月、A は欠席が続き卒業式への出席に対して不安があり、3 学期にトラブルがありつつも、担任教諭はクラスに指導し、児童たちも「最後だしやめよう」との言動がでる状況となっていた。
- (15) 日付は不明だが、I が A に対し卒業式出席を促した。
- (16) 同年 2 月頃、A は中学進学では鎌倉を離れる決断をした。主治医のいじめによる ████████ 治療優先から、内密に市外の学校を選んでいった。
- (17) 同年 3 月、Y 小学校の卒業式に A は出席し、その後 I 家でのパーティーに参加し複数児童も参加した。
- (18) 同年 4 月、A は ████████ 中学校へ入学した。同月初旬、A は友人と Y 小学校を訪れた。A は友人に自身が通うことになった中学校を告げていなかったが、同日 Y 小学校にて教諭と話をしていた際に、教諭が友人らの前で A が通う中学校の名前を告げた。A の保護者は来校しその事実を学校に訴え、教諭と教頭は謝罪した。
その後、A の保護者が市教委教育指導課に対し、X 小学校で教諭が関係児童の保護者に転校の意向があることを伝えたこと、及び、Y 小学校で教諭が A の就学先中学校を他の生徒に伝えたことは個人情報情報の漏洩であるとして相談をした。
- (19) 同年 5 月 30 日、A の母と市教委担当者が面談を行った。A の母親からの「重大事態にあたるのではないか」との指摘に対し、市教委担当者は「今の時点で重大事態は考えていない」と回答をした。
- (20) 同 6 月 5 日、市教委が市長に対して、Y 小学校及び X 小学校における一連のいじめについて重大事態として報告を行った。

2 いじめにかかる事実

A の保護者が申し立てた第 1・6 の (1) 記載の各事項については、以下のとおり認定した。また、調査の結果把握できたいじめに関連する事項として、(4) 記載の事実を認定した。

- (1) 令和 4 年 3 月、F 及び G からオンラインゲーム上で誹謗中傷を受けたことについて
ア A の保護者からの申立内容

令和 4 年度 3 学期最終日、A、F、G とオンラインゲームをしているとき、A は F と G から、「お前はいじめられていたから弱い、友達がいない」などと言われた。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

児童らの発言について客観的な証拠は存在せず、また、児童らからの聴取では、具体的なやり取りの有無や内容について話を得ることができなかった。もっとも、Gは、令和5年度1学期開始当初にFとともにAに対してゲームのことで謝ったことがあると述べており、Aに謝るに至るAを傷つけた出来事が同時期にあったことは推測できる。また、担任教諭は、保護者から初日にF及びGの謝罪へ担任教諭等の「声かけ」の有無を問われ、さらに面談でゲームの「いじめ」認識とAへ偏見を抱かない旨の訴えを保護者から受けた事実も認めている。

F及びGがAに対して、具体的な内容は明らかではないが、ゲームをしているなかでAが精神的苦痛を感じるような言動をしたことが認められる。

ウ 調査により把握した事実

令和4年3月下旬、A、F、Gとオンラインゲームをしているとき、ゲームをしているなかでAが精神的苦痛を感じるような言動をした。

(2) 令和4年7月20日、FがAの携帯電話からIにメッセージを送信したことについて

ア Aの保護者からの申立内容

令和4年7月20日、AとFを含め数名でプール施設に行ったとき、FがAの携帯電話からAになりすましてIに対して、Iが嫌がるようなメッセージを送信した。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

FがAの携帯電話からIに送信したとされるメッセージは削除されており、また、メッセージ内容について児童らからは話を得ることができなかったため、いかなる内容のメッセージが送信されたのかが確認できない。また、そのメッセージをFが送信したことを示す事情も本調査では確認できなかった。しかし、担任教諭は「7月ショートメールの事件、文面は過激、SNS指導を行って行かなくてはと、家庭に伝えた。Aの関係のないところで、Iどのやりとりでヒートアップした。個別に児童を指導、全体的指導は2学期、保護者同士の話し合いは無かった。Aが距離をとろうということになった」と述べている。Iによれば、令和4年度1学期は、IとFは仲が良くなかったとのことなので、Aの携帯電話を使用して、FがIに対して不快に感じるメッセージを送信したことを推測できなくはないが、あったと認めるには足りないと考える。

一方、関係児童の発言から「F等複数人でAの悪口を言っていじめっぽかった」「児童FとAの一对一で言い合ったりして、まわりはふれていなかった。Fは暴力ふるわない、口が大半。いじめ」「悪口はかげで言っていた。(Aさんは)うざい、きもい。熱帯魚みたいなことを言われていた」との事実は確認された。

ウ 調査により把握した事実

この出来事に関する複数児童及び担任教諭の発言から、出来事の推測は可能ではあるが、当該出来事があったとは確認できなかった。

(3) 令和4年10月21日、陸上記録会で、Eに蹴られ、Hから「深海魚」などと言われたことについて

ア Aの保護者からの申立内容

令和4年10月21日、陸上記録会で、Eに蹴られ、Hに「深海魚に似ている」とけなされた。その後、EがHに対し、Aを指して「こいつY小学校でもいじめられているの?」と尋ね、Hは「こいつみんなに無視されているよ」と述べた。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

Hは、リレーの順番待ちをしているとき、AとHを含むY小学校の児童がX小学校の児童に前後に挟まれる形で待機しており、その際に、AがX小学校の児童らから何か言われていたことは見ており、X小学校の児童から「学校でいじめられているのか」などと聞かれ、いじめられているといった趣旨のことを回答したと述べている。また、何らかのやり取りの後にAに対し「熱帯魚」と言い、Aからは「ダチョウ」と言い返されたと述べている。

X小学校の児童は、AがX小学校の児童と話をしていたことは見ているが、Eと話しているところは見ていないと述べている。EがAを蹴ったということはいずれの者からも話はなく、確認がで

きなかった。

しかし、Hは「FたちにAは操縦されていた。X小の真ん前を通ってX小学校児童らがAに愚痴を言っていた。トイレに行った後、X小に絡まれていた。めっちゃ言われていた」と話し、その場において現に目撃した者であり、特段内容に不自然なところはないことから、Hが述べている範囲で事実はあったと認められると考える。一方、Gは「(陸上記録会でX小学校の人と話したり)絶対にない。一人も仲良くない」と話をしている。

ウ 調査により把握した事実

令和4年10月21日、陸上記録会でリレーの順番待ちをしているとき、AがX小学校の児童と話をし、近くにいたHがX小学校の児童から「学校でいじめられているのか」などと聞かれ、いじめられているといった趣旨のことをHが答えた。また、AとHとの間で何らかのやり取りの後にHがAに「熱帯魚」と言い、AがHに「ダチョウ」と言った。

(4) Aが周りの児童から無視され、令和5年1月から3月に欠席が続いていることについて

ア Aの保護者からの申立内容

同級生から無視されていた。令和5年1月Aの欠席が続き、周りの児童から無視され、2～3月欠席が継続した。

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

複数の児童から、Aは2学期開始以降、FやGなどから無視されていた、仲間外れにされていたとの話があった。具体的な態様が明らかではないが、周りの児童がAを無視しているとの事情はあったと認められる。

一方で、Gは「Aとは、夏休み以降関わらなくなった。裏門から帰る人や女子ともAは遊んでいた」「Aは気分屋で、面白かった、優しかった。2～3学期は少し不思議で、嫌な気持ちより面白い気持ちがあります。たまに白けることも」と述べている。また、Iは「冬休みから3学期にAの家の近くの公園で遊び、6年時を通じてIの家にAは何度か遊びに来ている。Fも10回ぐらい遊びに来た」と述べている。担任教諭は、欠席した後日の登校時にAとの間で「今日は大丈夫だった」などという会話をしたり、「まだ、F、Gが言うてる、何か嫌だ」と聞いたりしていた。これらのことから、Aと他の児童との間の関係が令和5年1月、2月の欠席2日と出席停止2日、早退2日、3月の出席停止6日に影響していたのではないかと推測する。

卒業式前に欠席が続いた点について担任教諭は、Aの母から「医師から[]と言われ、無理して登校させようとは思わなかった」「(進学先について) []に家がある、行けるかも。[]の教育委員会には伝えているが、(他に)言わないでほしい、決定ではない」「[]に関してはお医者さんが勧めた」等の話を聞いており、担任教諭は進学先に逡巡する保護者の気持ちを理解していた。卒業式に向けて「Aの良き理解者のIさんが声をかけた」と述べている。

ウ 調査により把握した事実

Aは、FやGなどから、令和4年度2学期以降、無視されていた。一方、F・Gは少しずつ距離をあげ、互いに深く関わらない関係が作られつつあったことが、GやIの発言から理解することができる。欠席が続いていたAへ担任教諭も常に声をかけ状況の理解を進め、保護者の進学先を含めた相談に理解を示していた。しかしAから積極的に担任教諭や他の教員へ相談することはなかったが、担任教諭はいじめ防止の指導を学級で実施し、Iの誘いも受けてAは卒業に向けより良い方向への取り組みが進められていた。

(5) 卒業後、令和5年4月9日に「[]中」と進路先を元担任に漏洩されたことについて

ア Aの保護者からの申立内容

令和5年4月9日、Aが友人2名とY小学校へ遊びに行き元担任教諭に「[]中だろ」と言われたことについて

イ 調査により収集した聴取内容・資料の内容と検討

中学校が始まり、Iは友人に誘われ、Aも誘ってY小学校へ行った。3人で校庭で遊んでいるところへ元担任教諭が来て、それぞれの中学校の名前を言い問いかけた。Iは「Aの中学校をその時

知りました。前からこちら辺の学校には行かないと言っていたので」と話している。元担任教諭は「I、他の友人とAとで10分ぐらい中学の話をそれぞれの入学式の話をした」「Aは『まだ担任の先生の名前を憶えていない、副担任の女の人覚えてる』などと3人とも違う中学と認識し合い、部活の話になった。もう知っているものなのかと思ってしまい、気が緩んでしまったのがいけなかった」と話している。

ウ 調査により把握した事実

元担任教諭が元児童3名に進学先中学校名を挙げ、Aについても「■■中」と言ったことは事実であった。2～3月にかけて保護者より進路相談を受け(4)のイにあるように「(他に)言わないでほしい、決定ではない」と言われていることから、守秘義務に違反する言動であった。

3 いじめの認定

(1) いじめの定義

法2条は、「いじめ」について、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。

本調査においても、上記の定義に従って、本事案の各出来事が法上の「いじめ」に該当するかを検討する。

なお、前記で述べたとおり、本調査の目的は、「重大事態への対処、及び、学校及び市教委の本事案への対応の問題点を明らかにし、同種事案の再発の防止」することにより、関係児童の責任の有無について判断したものではない。

(2) いじめの認定

ア 令和4年3月、F及びGからオンラインゲーム上で誹謗中傷を受けたことについて

F・GがAに対して述べた具体的な内容については調査により明らかとはならないが、前記のとおり、Aが精神的苦痛を感じるような言動をしたことは認められる。

かかる行為は、「心理的・・・に影響を与える行為」であり、かつAが「心身の苦痛」を感じるものであるから「いじめ」に該当するが、F・Gが6年当初に謝罪し、Aと保護者も理解していたと思われる。

イ 令和4年7月20日、FがAの携帯電話からIにメッセージを送信したことについて

調査においては当該出来事の詳細は確認できなかった。一方この出来事に関する複数児童及び担任の発言から、出来事の推測は可能ではある。担任教諭と専任教諭はAと保護者、Fと保護者に個別に指導した。

ウ 令和4年10月21日、陸上記録会で、Eに蹴られ、Hから「深海魚」などと言われたことについて

Hは、「学校でいじめられているのか」というX小学校の生徒から質問を受け「いじめられている」と回答したものであるが、AはX小学校でもいじめを受けており、Y小学校に転校したにもかかわらず、Y小学校の児童からX小学校の児童に対していじめを受けている情報が伝わることはAにとって苦痛であることは容易に想像しうること、上記のとおり、AはY小学校においても実際にいじめに該当する行為を受けていること、またAがX小学校の児童とHとの面前での会話は「心理的・・・に影響を与える行為」であり、かつ、Aにとって言い返せた反面「心身の苦痛」を感じるものであるから、「いじめ」に該当する。X小学校とY小学校の教職員で予防的な対応を立てており、リレーの組み合わせ時に順番を変えたが当日更に走る順番が変わり、AとX小学校児童の待機場所でAと出会う事になってしまった。Aはその場では友好的な態度であったが、心的な苦痛を受けていた。

これらの事実の背景に、X小学校とY小学校教職員間の連携支援の不備があったことは否めない。

エ Aが周りの児童から無視され、令和5年1月から3月に欠席が続いていたことについて

FやGの無視は、「心理的・・・に影響を与える行為」であり、「心身の苦痛」を感じるものであるから、「いじめ」に該当する。学校を休み早退することもあったが、具体的ないじめ事実は確認できなかった。一方AはI等との交友関係が進み、卒業式や卒業後のI家でのパーティーの誘いを受けていた。また担任教諭等は、Aから相談を受けることはなかったが、G等とクラス全体へいじめ防止の指導を進めた。Aには声かけを積極的に行い「大丈夫」との声を受けてはいた。更にAの保護者の言動から、中学進路先の不安を抱えていたことも確認できる。

オ 卒業後に令和5年4月9日に「■■■中」と進路先を元担任教諭に漏洩されたことについて

2～3月にかけて保護者より進路相談を受け「(他に)言わないでほしい、決定ではない」と言われているのに、Iと友人に進学先の中学を伝えてしまったことは、公務員の守秘義務を逸脱した行為である。しかし意図的な行為ではなく、卒業生の小学校訪問時の極めて自然な中学入学式後の元担任との交流風景であった。以上の理解の上で、しかし、元担任教諭自ら軽率な判断で進学先を伝えてしまったことを既に反省し保護者に謝罪している。

第3 本事案の背景・原因

1 5年3学期の転校から6年7月まで

Y小学校ではX小学校でのいじめが元で転校と認識した。Aのことは噂などで女子は知っていたようだ。Aは仲良くGのグループにいたと見られた。3月頃、FとGからオンラインゲーム上でAは誹謗中傷を受け関係が悪くなったが、4月当初にFとGに謝罪を受けている。

4月に転校してきたIとAはトラブルとなり、AはIを「うざい」と言い、AとGは一緒になってIと口げんかをしていた。

Y小学校教員がAに話しかけても、会話が続くことはなく困り感を聞くことはなかった。担任教諭と専任教諭は保護者からは信頼されていると感じ、Aのことは逐一家庭に報告していた。

7月、夏休み前にAやFやGなどで江ノ島へ遊びに行き、さらに後日プール施設に遊びに行った時、FとAとの間で携帯電話のトラブルが発生した。夏休みに入ってしまう、事実関係の照らし合わせとお互いが顔を合わせて謝罪するなどの指導が具体化せず、距離を取る関係を確認して終結した。

2 9月から陸上記録会

FによるAの携帯を使って電話をする出来事が、9月以降日常的に人間関係に影響を与えた。AとIとの関係は回復し、Aと一緒に帰宅する児童もできた。しかしAらはFとGを避け裏門から帰宅していた。AはGらに不安感を抱いたまま、結果欠席が多くなっていったと考えられる。

陸上記録会の際、不安を抱く母親と出場したいAの支援を、Y小学校教員は約束しX小学校と連携を取った。しかし、リレー走順の下手際が起こったり、トイレ時間や移動時間に関して個別の対応が出来ず、結果的にX小学校の児童が声をかけたり、AもX小学校児童に声をかけるなど、結果交流する姿が散見された。またAが蹴られた事実は確認できなかったが、Aは周りに対して、自分の気持と矛盾するような社交的な態度を装ったためか、内面にあるいじめのフラッシュバック的不安感が起きたことは、翌日からの欠席が物語っている。

また、Y小学校の他の児童も、AについてX小学校児童から聞かれるなどX小学校いじめトラブルに巻き込まれる事態も生じた。学校間の安全管理が機能せず、Y小学校教員の安易で非組織的体制が浮き彫りにされている。また、X小学校管理職・教員のいじめに対する認識にも課題が大きい。

3 6年3学期から卒業まで

Aは2学期後半は孤立することなく、友人や女子等と裏門から一緒に帰るなど、交友関係は日常的に実現した。担任教諭も日常的にAに声をかけ、FとGの発言への不安感を話すこともあり、聞き取りが出来ていた。特に学年初めに転校してきたIと交友が進み、2学期以降3学期にかけて、校外やI家で

遊ぶ信頼関係ができていた。結果欠席も少なくなって、友人や担任との交流は深まっていた。1～2月は友人もできAの気持ちも安定してきていた。

反面、進路先を巡る苦渋の選択を決意せざるを得ない複雑な心理状況が、Aの学校生活を逡巡する状態へつながったと推測される。X小学校から緊急避難のためにY小学校へ転校してから1年、いじめによる[]回避のために選択した市外の中学への進学は、Aに新たな学校環境への不安を生じさせ、3月に学校の欠席日数が増えていったことは言葉にできない分不安感が高かったことの結果と想像される。

卒業式に向けて担任教諭はクラスや関係する児童に「最後だから」「仲間だから」いじめをやめるよう指導をした。その結果、口論などはあったが、AはIとの交流も深まり、卒業式への出席や卒業式後のI家での仲間5人のパーティーに参加した。Aと保護者は担任教諭や教育指導課へも内々で相談し、主治医の助言を受けて、中学進学では鎌倉を離れる決断をした。X小学校のいじめ被害からY小学校でのいじめ等に悩み、学校や先生を信頼できず、Aと保護者は苦渋の決断をしたと思われる。

4 中学入学式後のY小学校での元担任教諭との進学先情報の「漏洩」

卒業生による中学入学式後の小学校訪問は、極めて自然な元担任教諭との交流風景であった。しかし、元担任教諭自らが軽率な判断で進学先を明らかにしてしまったことは、意図的な情報漏洩ではないにしろ、公務員としての守秘義務を逸脱した行為である。元担任教諭はいじめ被害の[]に苦戦するAへの配慮に欠け、また市外中学校を選択したAの苦痛な行動に理解が及んでいない。担任教諭と管理職の責任は大きく、謝罪は当然の行為である。むしろ学校から出向いて、家庭にて本人に謝罪をすべき行動が必要であった。その後のAの不利益については、近隣及びアルバムを取りに来た元児童等から聞こえてはいない。しかし、Aの市外中学校の欠席状態が続いた事は、元児童2名に新しい学校名が知られてしまったことも一つの要因と考えられる。

5 まとめ

本件は、AがX小学校でのいじめの回避のために選択したY小学校転校に伴って起きた新たな友達関係及び、過去のいじめによるフラッシュバックからくる不安感を伴った出来事である。特に3月でのゲーム事件と7月の携帯による暴言事件等の2件、9月以降の日常的な暴言や無視、10月の陸上記録会での小学校2校にまたがる教員間の連携指導の不備ゆえに起きた児童間の暴言暴力発生事件、1月以降の児童間における無視といういじめの発生による欠席の状態、最終的には市外中学進学を巡る担任の「守秘義務違反」等、1年以上に渡るいじめ事案である。

AはFとGと仲良くしていたが、徐々に暴言によるいじめの対象となっていった。5年生3月の詳細不明のゲームを巡る暴言を書き込まれ、6年生当初にFとGがAに謝罪することで終結した。日常的な口論は散見されたが、交友関係は深まり7月には大勢の男子で江ノ島へ遊びに行きAの父親も見に来ていたものの、FがAの携帯でIにメッセージを入れトラブルとなった。詳細は明らかではないが、学校は双方に事実確認をするも夏休みとなり、児童間の関係に距離を取るという結論でこの件を収めた。

この件が尾を引き、Aは無視された気持ちが高くなったとの訴えがあった。しかしAはIやHとトラブルがありつつ、また数名の男女と交流が深まり一緒に下校し近所で遊ぶようになった。特にIとの交友はI家に遊びに行くなど交友関係が深まった。

10月、市の陸上記録会でリレー走順の下手際が起こり、トイレ時間や移動時間に個別の対応が出来なくなるなど、AがX小学校やY小学校児童との関係で暴言暴力を受けた。AにX小学校の児童が声をかけたり、AもX小学校児童に声をかけるなど、結果交流する姿が散見された。Aが蹴られた事実は確認できなかったが、Aは社交的な矛盾する態度を装ったためか、内面のいじめフラッシュバック的な不安が発生したことは、翌日からの欠席が物語っている。

1月以降GとFによる無視で登校できなくなったと指摘された。AはI等と交友が2学期以降も維持され、2月を含め出席停止2日、欠席2日、早退2日と「不登校」に記される状態ではなかった。一方中学進学期を迎えAも心情は穏やかではなく、また主治医のいじめ[]治療優先による市外中

学進学アドバイスを受けた。担任教諭や管理職は十分受け止めつつも A は悩んでいたのか、3月は6日間の出席停止となった。担任教諭はクラスや F や G に「最後だから」といじめ防止の取り組みを訴え、また I も A を卒業式に誘い、卒業式後の I 家でのパーティーに誘うなど交友を深めた。

4月中学入学式後、Aら3名はY小学校を訪れ、元担任教諭から中学校名を明かされた件。A保護者から進学先を「内緒に」と元担任は守秘義務を理解しながら、その場の流れで反故にしたことは、Aと保護者への不信を生んだ。謝罪は不可欠であり、それ以上にAと保護者に深い傷を負わせることになった。中学校生活でもAは苦戦している点、反省を強く求めたい。

第4 学校及び市教委の対応

1 学校の対応について

(1) 全体像

Y小学校では、「Aが、X小学校においていじめを受け、いじめの回避と新たな学校生活の実現を願う5年生1月に転校してきた」と認識し、学年一クラス編成のY小学校はAと保護者の希望、市教委の判断で受け入れた。担任教諭と児童支援専任教諭の二人体制で支援を進め、校長・教頭は市教委と連絡を密にし、小規模校ながら全校体制で臨んでいた。Aは口数が少なく、教員たちの声かけに「別に」「大丈夫です」あるいは違う話題に切り替えるなど、平静を装い、信頼を寄せない場面があったのも事実であった。それゆえ保護者との連携の必要性を感じ、担任は母親に随時連絡を取り、Aにも担任教諭及び児童支援専任教諭のみならず他の教職員も見守り声掛けをしていた。

転校後、AはFやGと交友関係になったが、3月にオンラインゲームを巡りトラブルとなった。5年生担任教諭から引き継いだ6年生担任教諭との継続した支援体制で、FとGは4月始業式でAに謝罪した。5～6月頃、Aが遊びに行ったG家でGを不快にさせ、翌日学校でGがAに対する暴言暴力が発生した。Aは担任教諭に訴えGと話し合いを担任教諭がさせ解決し、保護者にも報告した。4月に6年生で転校してきたIとAは口論となり、FがAに加わり一時険悪な関係もあった。しかし担任教諭のクラスづくりと男子同士の交友関係の深まりから、7月には大勢で江ノ島へ遊びに行きA父親も見学に来て、また終業式直前には男子らが温水プールに行くという遊びの関係も深まった。

その温水プールで、FがAの携帯を勝手に使いIに嫌がらせをし、AとIの関係を悪くする位ざらとFのいじめを受けたと訴える出来事が起こった。Aの保護者の訴えを担任教諭は受け、校外で起こったことではあるが夏休みに向け事実の確認と指導をした。しかし、謝罪など解決に至らず2学期へ持ち越し、FとG等はAを「無視」し、また運動会のリレー選手決めでの物言いにAは困り感を母親に訴え、担任教諭も事実確認などすることがあった。児童の中には「いじめ」と表現する者もいた。

一方9月以降、Aと口論するなどの関係にあったHとも適度な距離をもち始め、特に温水プールの件で被害にあったIは、Aと一緒に下校したり近所で遊んだり、またI家に遊びに行くなどの交友関係を深め始めた。その他の男子や女子等とも一緒に下校するなどの関係もでき始めた。

10月の市の陸上記録会での教職員間の指導支援手違いによりAは心を痛め、翌日から学校を欠席し、担任教諭が家庭訪問で謝罪修復し登校するようになった。夏頃からのコロナ第7波も受けAの出席停止が9月は1日、10月は9日、11月は6日と多かったが、学校への欠席は0日・早退0日であった。12月は欠席1日・遅刻2日・出席停止0日である。

1月出席停止後の登校後には担任教諭の声掛けにAは「FとGが言ってくる、何か嫌だ」「今日は大丈夫だった」という聞きとりの会話が出来ていた。卒業へ向けた担任の取り組みについて「小っちゃいトラブルありました。けど先生は『最後だからやめよう』みたいになっていじめをやめた」とHは発言している。担任教諭は、2月に入って母親から「主治医のいじめによる治療優先から、内密に市外の学校を選んでいった」、父親からは「中学進学について、本人とは全く話していない。家族にも行き先を話していない。母親は知っていた」との話を受けていた。中学進学では鎌倉を離れる

決断をされていたようであったが、時間的に余裕のない時期であったため、担任教諭・管理職は十分な事情理解に至らず、また、Aと話す機会が持てない中、保護者による市外中学進学準備を見守るだけで、適切な支援を試みなかった。

一方、卒業式に向けIが卒業式出席をAに促し、式後のI家でのパーティーに誘った。Aは卒業式に出た後、I家でのパーティーに参加し5名で交友関係を深め、卒業を祝った。

4月、Aは[]中学校へ入学した。入学式後、AはIと友人3名でY小学校を訪れた。Aは友人には自分自身が通うことになった中学校名を告げていなかったが、同日Y小学校にて元担任教諭と話をしていた際に、元担任教諭が友人らの前でAが通う中学校の名前を告げた。後日、Aの保護者より「秘密漏洩」との訴えを受け、元担任教諭と教頭は謝罪した。

まとめると、いじめ、特にX小学校から発症しているいじめ[]への対応が、転校先のY小学校には6年次2月頃に伝えられ、学校の対応が遅れてしまった。担任教諭・専任教諭及び校長らの「大丈夫」発言は、Aや保護者には状況の理解に基づいた対応とは受け止められず、また担任教諭の「寄り添い」姿勢の不十分さに対して、担任不信につながってしまった。さらに、Aと元担任教諭の関係においても、進学先の中学校名の「守秘義務違反」により不信感を募らせてしまった。X小学校にて発生したいじめに起因する問題ではあるが、転校に伴うAの心身の疲労に対する配慮不足、児童の成長過程による友人関係の変化に対する支援不備、学校及び2校間の組織的連携の不手際が、Aと保護者のY小学校に対する不信感を募らせた。担任教諭と専任教諭他教職員と管理職は誠実にAを取り巻くトラブルに対応してきたが、X小学校以来のAと保護者の学校及び教員不信を修復するに至らず、Aと保護者の期待に対して十分に伝えることができなかった。一方、限られた友人関係だが心境を打ち明けられ、思春期の第三の居場所を友人の中に見つけ始めていたことも、事実であろう。

(2) いじめとして捉える

学校では、「いじめ」とされる一つ一つの出来事に取り組み、児童相互の謝罪や関係改善に付いては、その都度対応してきた。また、保護者との情報共有による「いじめ」認識と理解への取り組みは進められた。

Aは家庭でも学校でも言葉少なく、家庭で不安感を表す反面、学校では平静を装い、言動に乖離が見られた。その結果、家庭と学校との間において児童間の細部にわたる関係性の情報共有が十分できていなかった。また、Aへの保護者のケアが「保護者の過剰な不安ゆえ」との学校側の誤認があり、Aと保護者は学校不信となり心を痛めていた。そのため、いじめ問題に対するY小学校の担任教諭・専任教諭及び管理職の対応に、Aと保護者からは十分な信頼が得られなかった。また、Aの主治医の診断[]については、中学進学相談時の2月頃に保護者より伝えられたが、学年末という多忙な時期でもあり、配慮の必要な児童として、学校に的確に伝えられておらず、結果的には、個別的な対応など、学校の支援体制を作り上げるに至らなかった。担任教諭等は年間を通して個別支援体制を図る余裕はなく、Aと担任教諭・専任教諭等との関係も「聞かないと答えない」状態であり、Aより相談してくることは稀であった。

5年生3月のゲームを巡るトラブルと6年生7月のなりすましメールトラブルは、携帯メッセージを巡る大きな課題であった。保護者同席による携帯問題に対する学校の指導は、不可欠であったが、そこまで進展していなかった。この件が「いじめ」と判断されるには、警察等第三者機関の助言も必要であった。

また、陸上記録会でのX小学校児童とY小学校児童の暴言暴力に至る状況把握に関しては不十分であるが、その背景にある両校教職員らの指導監督及び支援体制の不備が原因と考えられる。卒業後に元担任教諭が中学進学先をAの友人たちの前で伝えてしまい、保護者に「秘密漏洩」と訴えられた件も、担任の守秘義務違反とともに、約1年間のAへの支援と保護者の心情に対する理解の不十分さに起因するものであった。

一方、2学期以降のAは、トラブルのあったHとの関係改善、特に、携帯でのなりすまし被害を受けたIとの交友は深まり、一緒に遊んだり、女子を含めて学校から一緒に帰るなど交友関係が深まった。卒業期には、不安な状態のAを卒業式やその後のI家での卒業パーティーに誘い、また4月中

入学式後に Y 小学校で友人 3 名と遊ぶなど、転校先 Y 小学校での良好な人間関係が築けていた。

以上の事から、Y 小学校における欠席及び出席停止は、Y 小学校でのいじめのみに起因するものではなく、むしろ X 小学校でのいじめによる影響が大きいものと考えられる。

本来は、X 小学校の時点でいじめ重大事態の認定を行い調査をすべきであった。緊急避難としての転校は一つの選択と考えられるが課題も大きく、特に A は転校のリスクを背負いながらの学校生活であったが、担任教諭等多くの教員と複数のクラスメイトとの関係を作ることができた事実も確認できる。そこには、保護者の支えが大きく、Y 小学校及び教育指導課への時機を得ての情報提供は、その都度学校及び担任の A の指導支援へ効果を生み、また教育指導課も学校との連携指導を試みることができた。ただ、学校や学校間、担任の重大なミスが発生していることは痛苦に反省をすべき点である。

(3) その他の問題点

ア 情報漏洩

個人情報の漏洩ではなく、公務員としての個人情報の守秘義務違反である。A 本人が進路先を語らず、保護者は秘密裏に進学先を進めていた点からも、友人 3 名の中で進学先を明らかにしてはいけなかった。ただ、4 月中学入学式後に元小学校へ仲間と遊びに来ての出来事ゆえ、学校名やクラスや部活動の会話が始まったのは自然な姿でもある。しかし在学中の進路決定をふりかえり、元担任教諭より A の学校名が出されたことは、守秘義務違反と考えられる。

イ 弟への危惧

地元中学への進学に向け、学びの自由と安全確保の実現へ毅然と取り組む必要がある。

(4) 管理職の責務

Y 小学校の管理職は、教育環境改善を図ることこそが、A が身を呈し苦戦した教えであると強く認識する必要がある。A の人権保護、特に児童の権利条約及び憲法・教育基本法、強いては学習指導要領に基づく学習権の保障と、A 保護者との共同的な支援体制づくりの構築が問われている。

具体的には以下 4 点を指摘し、管理職の責務の構築を願いたい。

第一に、学校のいじめ被害支援体制として、いじめ被害を週・月単位で報告まとめること。同時にそれぞれ防止対策を学級・学年で具体化し取り組み、必要に応じて全校児童への啓発が大切である。

第二に、特に「子どもの権利条約」「子ども基本法」を全教職員体制で完読理解を進め、実践的な学びをすることである。事例研究にとどまらず、具体的ないじめ等を多角的に、外部識者・NPO 等や市民の参画を得て、いじめの原因と解決策を立て、さらに再発防止策を描くことが必要である。

第三に、児童に言葉や事例で解説するのではなく、児童との対話や会話、児童間のアクティブな意見交換(アクティブラーニング手法他)、必要に応じて文字化や映像化を教員と児童間で試みることが不可欠である。その際にも、地域市民・NPO 等や識者の参画は不可欠である。

第四に、いじめ防止委員会、さらに重大事態認定は、早期にかつ学校外の第三者(機関)を加えて取り組むたい。当該児童や保護者の随時の参画も不可欠である。

2 市教委の対応について

(1) 教育指導課の対応の課題

保護者からの訴えと学校との連携から、本事案への情報整理と保護者と X 小学校への助言支援は、その都度的確であった。しかし、緊急対応に追われ、また手続き上の対応に限定され、根本的な課題である A への個別支援が不十分であり、また X 小学校課題の整理不備、X 小学校情報の Y 小学校との共有不十分、Y 小学校と市教委の連携支援の不手際も散見された。特に A は [] があり、医師との連携と心理職・カウンセリングの充実、学校においては個別支援が不可欠であったことは否めない。

特に X 小学校いじめ被害避難として Y 小学校転校の経過から、事前の転校への連携協議の必要性が、令和 4 年 12 月の時点で必要であった。また、卒業後の中学進路先については、保護者と A の「主治医のすすめ」は児童の最善から優先すべきではあるが、多角的な支援を試みる必要があった。具体

的には、Aと保護者の合意を取り付けながら、県教委と■■■■教委と連携しながら、医師や関係者を含めた情報交換と検討を行う必要があったと考えられる。

Aは、幾つかの交友関係トラブル（暴言暴力、携帯書き込み等）に巻き込まれたが、保護者と学校との連携に於いては学校の支援は不十分であったが、これらのトラブルを乗り越え、新たな友人関係もできY小学校を卒業した。医師の助言を受け、不本意にも市外中学校進学を選択せざるを得なかったが、4月無事入学式を終えたAは、友人に誘われY小学校に遊びに出かける程に回復していたと考えられた。

ところが、元担任教諭は、「内密」を求められていたAの市外中学校名を、校庭で遊んでいた3人の児童に漏らしてしまい、保護者からの最終的な訴えにつながっていった。元担任教諭は、Aの置かれた状況を軽視し、Aに対する守秘義務を反故にしてしまったのである。Aの友人関係の回復と新しい学校での再出発を蔑ろにする行為については、市教委にも責任がある。Aの卒業によってこのいじめ事件を元担任教諭の責務として終結することなく、市教委が主導してY小学校の管理職・担任教諭・専任教諭等と共に本事件を総括し、市教委の今後の課題とすべきである。

(2) 転校への配慮措置と市外中学校進学について

教育指導課は、継続支援を含め学校から早い時期に情報提供を受け、また保護者からも随時情報を得て、いじめ解決とY小学校での予防へ取り組みをすすめていた。常に学校と情報交換し児童指導方針及び取り組みを協議し、Aの支援を最優先する取り組みを進めた。保護者が「学校の様子が分からない」との発言にあるように、Aの学校生活は幾つかトラブルはあるものの安定を見せていた、X小学校の状況と異なり、Y小学校では担任教諭・専任教諭等によりクラス児童の見守り介入支援が出来ていた。Aも複数の友人関係も日常的にあり、児童間でも直接的な暴言は教員による支援介入ができ、一部児童の無視・嫌な目を感じたAへの暴力によるいじめは無くなっていった。

それだけに、X小学校で生まれたいじめ被害への不安の解決のためにも、避難としてY小学校転校の経過と転校への連携協議の必要性が、令和4年12月の時点で市教委が企図運営する必要があった。A保護者のX小学校・Y小学校への不信緩和に市教委は重要な役割となっていたが、Aと保護者のY小学校教員体制への信頼を得るために、市教委のX小学校参画は重要であった。

特にX小学校校長による転校への同意書面で終わらせた点、市教委の不誠実な学校指導であった。

また、不安感へつながったと思われる。一方、教育指導課の学校指導は、教育センターを含め、学校へ有効な取り組みとはなっていた。ただし、陸上記録会での二校の安心安全支援の不備は、教育指導課の学校支援の問題点でもあった。校外行事を巡る学校間の連携指導には、教育指導課の直接的関りは不可欠である。

第5 再発防止への提言（学校・市教委に対して）

1 連携指導と転校の課題

第一に、X小学校は教育指導課と相談しつつ関係保護者児童本人の話し合いを令和3年12月8日に開催したこの時点のいじめ全容把握と指導の課題である。この話し合いに教育指導課、もしくはSSWやカウンセラー及び関係機関が出席し、客観的な視点から、このいじめ事案の精査検討及び助言が必要であった。もちろん、学校は11月にいじめ防止委員会を開催し、またクラスでいじめ調査を実施しているのであるから、これら2点の資料も加味して、一定の児童と保護者の話し合いに臨むことが必要であった。

第二に、Aの保護者が12月10日に「転校」を学校長に申し出た時点で、A及び保護者を入れた関係者の協議を実施すべきであった課題である。既に11月26日の保護者は意見書を実行し防止委員会やいじめ調査そして上記の話し合いは、何ら解決に至らなかった結論と判断した結果であった。転校は市教委へ学校長が意見書を添えて保護者が申請するものであるから、A及び保護者の了解を求めつつ、なんらかの形でAに直接意思を確認することが必要で、担任教諭や校長が無理であるなら教育指導課や教育センターSSW・相談員を代行しても実施するべきであった。またその結果を、保護者とX小学校校長・

担任教諭他と教育指導課、転校希望の Y 小学校校長、また第三者の識者等を入れて、転校に伴う情報交換と支援方法を協議すべきであった。

以上二点の取り組みがあれば、A の不本意な転校がケアされ、同時にいじめの全容を含め担任教諭や学校の支援の実態が明確となり、その後の A の支援に生かされ、Y 小学校での取り組みにも生かされたと考えられる。

第三に、Y 小学校転校後の A を巡る F 等の暴言は、3月ゲームと7月携帯を巡って発生し、X 小学校と同じくクラス（Y 小学校は6年1クラス編制）の遊び仲間が発生して等の指導を巡る課題である。これらの件の対応はオンラインゲームと携帯電話、また校外で発生している点からも第三者機関の助言等を求める必要があったと考えられる。3月の件は自発的な F 等が謝罪、7月の件は F への指導はしつとも夏休みに入ってしまう途中で終結してしまった。その間、時期は不明だが G 家の洗濯物への A の軽率な発言が G の暴言暴力を起こさせ、H は A と口論を、I は F と A に暴言を受け、クラス内で男子が揺れていた。一方で、7月に江ノ島や温水プールへ男子大勢で遊びに行くなどして、交友関係は深まっていた。そこでトラブルも起こるのだが、家庭と連絡を取りつつ、担任教諭等の介入と学級の仲間の理解を受け、解決はできていた。しかし、携帯電話を巡るトラブルは未解決で、校外で発生している点からも第三者機関(警察等)の助言や介入を受ける手立てが必要であった。

第四に、10月市陸上記録会で Y 小学校での A のあだ名を H が X 小学校児童に告げ、X 小学校児童も A に互いに接触するなど、事前の X 小学校と Y 小学校教員間の児童指導と支援に不手際が起こった課題である。市教委も関知していた事業であり、この間の経緯からして事前の対応を教育指導課と X・Y 小学校は協議しておくべきであった。A が結果学校を休んでしまった点からも、教育指導課は猛省し検証をすべきである。

第五に、中学進学を巡る課題は重要である。令和5年1月24日に学務課に A 母親が市外中学校入学への問い合わせをしてきた。25日には父親が教育指導課へ同じ質問をしてきた。同じ頃母親が担任教諭に進学先と打ち合わせしたと行って来たので、市教育委員会との連携は必須であった。具体的には、A 及び保護者の了解を求めながら、A の考えを主治医や担任教諭や校長等、必要によっては SSW や相談員が聞き取るなどをすべきであった。その後、教育指導課が中心となり、保護者と担任教諭・学校長、教委と県教委が入り、入学に際しての情報交換と互いの支援方法を協議すべきであった。

一方、卒業期を迎え A は恒常的な友人関係もできていた。後日になるが保護者も卒業文集記述で友人ができた点にふれていた。A は親や I らに卒業式への不安を訴えていたが、I の言葉や卒業式後の個人パーティーに誘われたこともあり、卒業式には出席した。友人宅でのパーティーにも参加した。そして A は市外中学へ進学した。

前述の協議が実現していれば、その後の進学中学校名の「漏洩」の訴え、現在の A や保護者の苦戦は、無いとは言えないが、軽減されていたと推測される。

第六に、4月中学入学式後に仲間2人に誘われ A が Y 小学校校庭へ遊びに来た際、A の保護者からは事前に入学先の秘密扱いを約束していた元担任教諭が、3人へ中学校名を挙げて入学式後の様子や部活動など聞いた問題である。A の保護者は Y 小学校と教育指導課へ訴え、Y 小学校に来校した A の保護者に担任と教頭は謝罪した。その後、A は体調不良を含め、市外中学校へ行かざるを得ない心境や精神的な不良を招き、学校へ行けなくなった。それは今につながる A の現在の苦闘する現状でもある。

元担任教諭が守秘義務を怠ったことは事実である。卒業までの学校生活での友人関係の状態や、中学入学式後友人と母校を訪問できる安定した精神状態に、安心して進学先中学を告げてしまった点、元担任教諭の責任のみを非難はできない。上記第五で示したように、市外中学校進学を巡る市教委の連携対応を慎重に進めてこなかった故に、元担任教諭が中学生になった A を嬉しく受け入れるあまり、守秘義務を失念してしまったことに起因すると考えられる。保護者は「情報漏洩」と責任を求めているが、ここでは守秘義務違反と判断することがふさわしいと考える。

2 まとめ 提言として

学校のみならず児童の育成、いじめや暴言暴力対応を委ねず、市教委のみならず関係機関と守秘義務を遵

守しつつ、指導・助言・支援を求め共有する、市民に開かれた教育行政を進めることが、肝心である。

教育指導課の学校への支援指導、特にいじめ解決の基本に、今回のように転校や市外中学進学への支援指導責任を負わざるを得ない時代である。

特に、A父親の相談に寄せられた「Aの生活学習や過敏な特性を個別支援に応える」こと、「学校の個別支援や専門機関との連携が出来なかった」ことは、教育指導課及び教育センターの役割の不十分な状況を露呈していた。

一方、X小学校での集団的ないじめに関わった児童の特性も理解されず、「コミュニケーション不足」「けんか両成敗」という古き児童指導観から解き放たれなかったX小学校を、教育指導課が指導支援できなかったことの課題は大きい。X小学校において、個々の児童の特性理解と一人一人が支援対象である支援教育の視点を欠いていたことは、教育委員会のいじめ支援のみならず支援教育のあり方を見直さなければならない重要な今後のテーマである（校長会や担当者会などにおいて「いじめ」に関する研修を実施し、いじめ防止対策推進法の理解を深めることも必要である。）。

本いじめ重大事態の調査経緯をふりかえり、学校と教育指導課の関係を抜本的に問い直したい。特に学校におけるいじめ記録と正式文書化、教育委員会への文書報告は必須でなくてはならない。この不備と情報提供不足がA保護者の不信感を強く抱かせたと考える。

その上で、教育指導課のいじめ指導支援、そして児童生徒の個別支援教育のあり方の総点検と総改善を促すものである。Aの支援のあり方を改めて問い、何よりもAの大人への信頼形成が大切であったことを、まとめとして書き加えたい。

最後に改めていじめ対応手順を示し、教育指導課と学校における「いじめ」取り組み改善へ提言する。

- ア 児童生徒・保護者のいじめ相談、いじめ被害の訴えに対して速やかに事実調査を開始する。
- イ いじめの事実が学校で確認出来次第、いじめ委員会を経て校内いじめ調査委員会を速やかに立ち上げる。調査委員会の構成員には、教育指導課・教育センター、外部機関の識者・専門家・子ども関係のNPO等も加わる。
- ウ いじめが暴力を伴うなら警察関係機関と、暴言・人間関係なら心理・医療機関と連携する。
- エ いじめ可否の整理ができ次第、児童生徒・保護者と教育委員会に文書報告する。
- オ 上記のアーエの記録と資料は、聞き取りメモを含め学校と教育指導課が保管する。
- カ 校内いじめ調査委員会の設置について児童生徒・保護者の納得が得られない場合は、いじめ重大事態とし市長へ報告する。
- キ いじめ重大事態は保護者の申請書を受け、調査委員会を立ち上げ調査を実施する。

以上